

第 15 表〔記載要領等〕

《使用区分》

この表は、宗教の普及その他教化育成に寄与することとなる事業又は美術館等（美術館や博物館など）を設置運営する事業を行う公益法人等に寄附をした場合に使用します。

《記載要領》

この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

（注） 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

寄附を受けた公益法人等が美術館等を設置運営する公益法人等である場合は、次の 1 から 3 までの書類

- 1 美術館等を設置運営する公益法人等がその設置する美術館等について博物館法第11条の登録を受けている場合には、登録通知書の写し（申請中の場合は、その登録申請関係書類の写し等）
- 2 美術館等のパンフレット及び入館券（表面に「見本」と朱書したもの）^{（注1）}
- 3 寄附後 3 年間ににおける事業計画書及び展示計画書^{（注2）}

（注） 1 公益法人等のホームページに掲載されている場合には、申請書の余白部分等にその旨記載していただければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。

2 展示計画書は、申請書第 3 表の添付書類と同じ書類ですので、重複して提出していただく必要はありません。